

論点	区の方考え方	都の方考え方
<p>(1) 都区間の財源配分の考え方 (財源配分の決定方法)</p> <p>【調整税等をどのように都区で配分すべきか】</p>	<p>○都区の役割分担に応じて財源配分をすることが地方自治法の規定である。 よって、特別区のみ必要額の積み上げによって定めるものではない。</p> <p>○特別区財政調整交付金の役割に、都区間の財源の均衡を図る都区間配分と特別区間の財源の均衡を図る区間調整の二つがある。 都が通常は市町村事務であるものの一部を担う役割があるゆえに、都区間の配分が必要になり、これと併せて、都区間配分後の財源を、特別区間の財源が均衡するように配分することによって、個々の特別区の財源を保障するのが、特別区財政調整交付金の役割である。</p>	<p>○都と特別区間の財源配分の基礎となる数値を条例で定めるに当たっては、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。</p> <p>○特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条において、「都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。」と規定されている。</p> <p>○地方自治法では、都区間の財源配分は都区間の役割分担に応じて配分することを直接規定した条文はないことを都として確認した。</p>
<p>(2) 配分割合の変更の考え方 (配分割合の変更事由)</p> <p>【上記(1)を踏まえ、配分を変更するときは、どのような場合か】</p>	<p>○配分割合は、上記(1)のとおり、都区間の役割分担に応じて定めるべきものであることから、都区間の役割分担に変動があった場合には、配分割合は変更することが制度運用として予定されている。 また、12年都区制度改革時にも、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、大規模な税財政制度の改正があった場合、その他必要があると認められる場合に変更すると、都区合意している。</p> <p>○上記の変更事由のほかにも、自治法施行令第210条の14の変更事由もある。</p> <p>○法の原則・都区合意による変更事由と自治法施行令第210条の14の変更事由はそれぞれ独立した変更事由である。平成19年度における配分割合の変更は、施行令の事由に該当する状況になく変更している。</p> <p>○自治法施行令第210条の14の規定において、著しい財源不足が見込まれる場合が起きる要因の一つとして、役割分担の変更がありうることは当然のこと。</p>	<p>○配分割合を変更する際の原則は、以下の2つがあり、これにより、都区で協議して決めるもの。 ①都区合意である「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」 ②自治法施行令第210条の14の「財源不足額合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合」</p> <p>○平成19年度の3%、令和2年度の0.1%については、都区で協議した結果と認識している。</p> <p>○地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、「著しく異なることとなる場合」には、制度改革や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。</p>

論点	区の考え方	都の考え方
<p>(3) 区児相の設置の取り扱い</p> <p>【上記(1)(2)を踏まえ、配分割合の変更事由に該当するか】</p>	<p>○上記(1)・(2)を踏まえれば、都区の役割分担が変更(法の原則・都区合意による変更事由)することから、配分割合を変更すべきであり、区側は提案をしている。 (自治法施行令210条の14には該当するものではないため、区側は提案をしていない。)</p> <p>○法に定められた義務的な事務である児童相談所関連事務が都から特別区へ移管されるのにあわせて、その財源を都から特別区へ移譲するということである。</p> <p>○【都側の考え方 1点目への見解】</p> <p>①設置区数が7区のみ→児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から区に権限が移管されることは、それ自体大幅な役割分担の変更となるものである。 設置区が7区であったとしても、当該区において大幅な役割分担の変更が生じていることに変わりはない。</p> <p>②③設置区以外の都の設置義務、サテライトオフィスについて、区側は財源移譲を求めている。</p> <p>④児童自立支援施設も含め、区は移管された全ての事務に責任を果たしている。(事務の委託を含め、都と国と調整の上、政令指定を受けている。)</p> <p>○【都側の考え方 2点目への見解】</p> <p>区側は、地方自治法施行令第210条の14による配分割合の変更ではなく、都区の役割分担の変更に応じた変更を求めているので、都側が指摘するような観点は必要がない。 都区間の財源配分の協議は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、限られた市町村税源を役割分担に応じて分け合うものであり、都区それぞれの財政が財源不足状態にあるかどうかを議論するものではない。役割分担に応じて配分割合を定めたいうえで、都区双方がそれぞれの財政運営に責任を持つというのが都区間の合意点であり、独立・対等関係にある自治体同士のあるべき姿である。 特別区は、これまでも、変更事由にあたらぬ限り、税収の落ち込みによる需要の縮減に応じてきた。変更事由が生じたからこそ配分割合の変更を求めている。</p>	<p>○【1点目】区児相の設置は、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に該当しない。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財調制度上の取扱いについては、特別区のエリアにおいて、児童相談所に関する都区の役割分担が大幅に変更されているのか、についての議論が必要 ・児童福祉法に基づく児童相談所の設置は、都道府県に義務付けられており、区は政令に指定された場合にのみ児童相談所設置が可能となっている。 <p>①区児相は一斉移管ではなく特別区のエリアにおいて、設置区数がR4末時点で7区であること</p> <p>②設置区以外の16区では都の児童相談所がその役割を担っていること</p> <p>③特別区の求めに応じて、サテライトオフィスの設置を進めていること。来年度以降も設置を進めて行く</p> <p>④本来設置区が担う業務を都が担っていること →具体的には児童自立支援施設(法的に設置義務があるにも関わらず、区は設置していない)</p> <p>○【2点目】特別区の財政状況も踏まえて、配分割合の変更が無ければ特別区の需要算定に影響が出るのかという観点からも議論が必要である。 R4では将来の需要を臨時算定している。当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割落とすといったこととなるものではない。 また、配分割合を変更しなければ特別区の児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか、配分割合の変更がされなければ財政運営に支障をきたす状況になるのか、示すべき。</p>